

財団法人 平和堂財団寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 平和堂財団という。

第2条 この法人は、事務所を滋賀県彦根市小泉町3 1番地(株式会社平和堂本部内)に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、滋賀県内の教育、文化、体育の振興に資するため諸般の助成ならびに寄贈等の事業を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生、生徒に対する育英奨学金の支給
- (2) 青少年の海外研修、留学への助成ならびに国外からの本県内教育研究機関等への研修生および留学生への助成
- (3) 教育・文化に関する図書等の寄贈および芸術分野(美術および音楽部門)の奨励賞授賞
- (4) 各種アマチュアスポーツ活動等の助成ならびにスポーツ機器の寄贈
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新規発行による株式

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、滋賀県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、毎会計年度開始前に滋賀県教育委員会に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 11 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の承認を受けて、毎会計年度終了後 3 月以内に、滋賀県教育委員会に報告

しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、滋賀県教育委員会の承認を受けなければならない。

(義務の負担および権利の放棄ならびに株主権の行使)

第13条 第8条ただし書および前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たなる義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 会長、役員、評議員および職員その他

(会長)

第15条 この法人には、会長を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 会長は、この法人に関し、必要な助言を与える。

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上8名以内

(2) 監事 2 名

- 2 理事のうち、理事長 1 名を置く。
- 3 理事のうち 1 名の常務理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第 17 条 理事および監事は、評議員会において選任し、理事長および常務理事は、理事会で互選する。

- 2 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 人およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事の親族その他特殊の関係のある者および職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え遅滞なくその旨を滋賀県教育委員会に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を滋賀県教育委員会に届け出なければならない。

(理事の職務)

第 18 条 理事長は、この法人を代表し、かつ、この法人の業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理し、またはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または滋賀県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 20 条 この法人の役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解 任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数および評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会および評議員会において議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員 の 報 酬)

第 22 条 役員は、無給とする。ただし、常務理事は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評 議 員 の 選 出)

第 23 条 この法人には、評議員12名以上16名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数または評議員のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 評議員には、第20条、第21条および第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるものは、「評議員」と読み替える。

(評 議 員 の 職 務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧 問)

第25条 この法人には、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。

(職 員)

第 26 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員の給与その他の勤務条件は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第 27 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第 28 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 29 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画および収支予算についての事項

(2) 事業報告および収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第 1 号、第 3 号および前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前 2 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前 2 条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 30 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および会議出席者代表 2 名以上が署名捺印のうえ、理事長がこれを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会)

第31条 この法人には、第4条第1号および第3号の事業の対象となる者を選考するために、奨学生選考委員会および芸術奨励賞授賞者選考委員会を置く。

(委員)

第32条 奨学生選考委員会は、5名以上7名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 委員のうちには、この法人の役員および評議員が2名を超えて含まれることになってはならない。

4 第17条第3項の規定は委員について準用する。

第7章 寄付行為の変更および解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、滋賀県教育委員会の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、滋賀県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第35条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数の各々の4分3以上の議決を経、かつ、滋賀県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人または地方公共団体に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第36条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員、評議員および職員の名簿および履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳および負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) 理事会および評議員会の議事に関する書類
- (7) 業務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類および帳簿

2 前項の書類および帳簿は、次の区分により保存しなければならない。前項第1号から第4号までの書類および同項第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第37条 この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この法人の寄付行為は、滋賀県教育委員会の設立許可の日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の理事および監事は、第17条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は第20条第1項の規定にかかわらず平成3年3月31日までとする。

| | | |
|----------|-----|-----|
| 理事(理事長) | 夏原 | 平次郎 |
| 理事(副理事長) | 山岸 | 長兵衛 |
| 理事 | 伊夫貴 | 直彰 |
| 理事 | 進藤 | 勝美 |
| 理事 | 村田 | 昇 |

理事
理事
監事
監事

廣 野 寛
西 川 俊 行
高 田 實 知 哉
堀 切 民 喜